

市電店舗事業者募集に係る質問等（10月17日受付分）について

番号	質 問	回 答
17	【車両の活用について】 2両のうち1両を店舗，1両を客席スペースとしてもよいか。	可能です。活用方法は提案してください。 ただし，使用料は店舗での使用と同様に発生します。
18	【使用料について】 使用料は「内装工事着手日（平成25年12月中旬）」から発生するのか。それとも「店舗オープン日（1月頃）」か。	使用料は，公園施設管理許可後，「内装工事着手日」から発生します。
19	【使用部分面積について】 バックヤード（約20㎡）は，敷地のみがあるということか。プレハブや商品の在庫などを置くことは可能か。 建物内の倉庫はあるのか。	バックヤードは，敷地のみを提供します。 プレハブなどは，工作物の範囲で，事業者において設置いただくことは可能です。 倉庫はありませんので，物品等の保管は使用面積部分を活用する等によりお願いします。
20	【使用部分面積について】 広場の敷地（プラットホームなど）に，常設もしくはイベント時に椅子やテーブルを設置すること（夜間は収納）は可能か。	（10月11日質疑受付分の回答（No.11～No.12）再掲） 店舗事業者が専用で椅子やテーブルなどを設置し使用いただくことができる部分は，車両のみとお考えください。市電ひろばのベンチ等は，京都市において設置します。 ただし，イベント開催時などは相談に応じます。
21	【設備条件について】 「ガスなし」と記載があるが，ガス等の使用は可能か。	基本的には電化でお考えください。なお，一時的な使用や，特別な事情でガスの使用が必要な場合は，監督官庁の許可が得られることを前提に許可する場合があります。
22	【営業日数について】 1月～2月の平日（月曜日から金曜日）を休業することは可能か。 営業日数に対する制限はあるのか。	平日を休業日とすることは可能です。 営業日数に関する制限はございません。事業者において提案してください。
23	【営業時間について】 少人数での運営を考えてい	公園利用者の利便性を基本に考えていただきたいと思いますが，運営上のこともあるかと思いま

	る。1日の営業時間内に休憩時間を入れても構わないか。	すので、提案内容に記載してください。
24	<p>【営業時間について】</p> <p>応募できない店舗の種類、事業内容に「宿泊施設など深夜まで営業するもの」と記載しているが、施設概要の公園開園時間に24時間と表記されている。</p> <p>「深夜営業」とは何時以降の時間を考えているのか。</p>	<p>梅小路公園は、24時間出入り可能のため、公園開園時間は24時間としています。</p> <p>深夜営業は、具体的な時間を意味するのではなく、宿泊施設など深夜まで営業するものは公園施設として設置できないものの例示としているものです。</p> <p>公園利用者のための施設であることをお考えいただき、営業時間を提案してください。</p>
25	<p>【ごみの処理について】</p> <p>公園内に出入りしている産業廃棄物回収業者はあるか。</p>	事業者において許可を有する処理業者に委託してください。
26	<p>【内装工事について】</p> <p>原状回復する前提で、車両内の座席を取り外し、新たに座席を設けることは可能か。</p>	可能です。本市の許可を受けたうえで取り外し、本市（交通局）に引き渡していただきます。
27	<p>【内装工事について】</p> <p>原状回復する前提で、厨房機能を備えるため、保健所検査に対応した床防水処理やステンレスなどの壁面施工（対消防）は可能か。</p>	原状回復できることが前提であれば可能です。
28	<p>【内装工事について】</p> <p>グリストラップの設置は可能か。</p>	<p>設置が必要な場合は、市電車両の下に設置してください。その部分から京都市が施工する汚水枡に接続していただくこととなります。</p> <p>汚水枡の位置については、事前説明会配布資料（車両図面等）の給排水設備配置図を御覧ください。</p>
29	<p>【主なスケジュールについて】</p> <p>店舗のオープン日は決まっているか。募集要項では、「1月頃オープン予定」とされているが、工事の進捗により今年度末に開業ということもあるのか。</p>	<p>具体的な期日は決まっていません。</p> <p>拡張再整備エリアの工事の進捗を踏まえ、広場（店舗含む）の開園時期を検討しているところです。</p>

30	<p><b>【広報計画について】</b> 店舗のオープン時及びオープン後の広報計画は考えているか。</p>	<p>拡張再整備エリアの全面開園時には式典の開催を予定していますが、平常時は梅小路公園の紹介をする中で、適宜、市電ひろばの広報についても行う予定です。</p>
31	<p><b>【開業後のBGMについて】</b> 店舗内又は外へ向けてBGMなど音楽を流すことは可能か。</p>	<p>公園のにぎわいを創出するため、公園利用者に不快にならない程度でのBGMは可能としますが、公園管理上、支障が生じた場合は、音量を下げていただくなど、制限をさせていただく場合があります。</p>